(ｳ)　最大支間長が35m以上あること。
(ｴ)　鋼製橋脚または鋼製主塔であること。
(ｵ)　床版支間長が4.5ｍ以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記(ｱ)～(ｳ)は同一工事とし、(ｴ)、(ｵ)は別工事でもよい。なお、(ｴ)、(ｵ)を別工事とする場合は(ｱ)を満たすこと。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記(ｱ)、(ｲ)の施工実績を有すること。ただし、上記(ｱ)、(ｲ)は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

③　建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請することができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格が無いとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「さがみ縦貫一之宮第六高架橋工事○○・△△特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり電気通信機器の導入（整備）を予定していますので、当該導入（整備）に関して資料等の提供を招請します。

平成 22 年４月９日

支出負担行為担当官
消防庁総務課長　市橋　保彦

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　29

⑵　調達計画物品

消防救急デジタル無線システム実証試験に係る無線装置整備（調達等含む。）業務【岐阜市消防本部】

⑶　調達方法　整備（購入・設置・調整等を含む。）

⑷　調達予定時期　平成22年度第３四半期

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　調達する無線通信装置は、周波数帯が260MHz帯のＳＣＰＣ方式による消防救急デジタル無線装置とする。

B　実施設計書に基づき、基地局無線装置等を整備（購入・設置・調整・アプローチ回線の接続等を含む。なお、局舎等の建設を含む場合がある。）し、音声通信及びデータ通信を可能なものにすること。

2　資料及びコメントの提供方法

上記１⑵の整備に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提出期限　平成22年５月10日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒100―8927 東京都千代田区霞が関２－１－２消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室　岡　　大介　電話03―5253―7526

3　説明書の交付

本公表に基づき応募する供給者に対して説明書を交付する。

4　説明会の開催

本公表に基づく説明会は開催しない。

5　Summary

⑴　Classification of the products and services to be procured : 29

⑵　Nature of the products and services to be purchased : The digital radio machinery system for the firefighting and first aid, that will be used for actual experiment【Gifu City Fire Department】

⑶　Type of the procurement : To provide the required equipments set up, and adjustment

⑷　Basic requirements of the procurement : The radio machinery system is 260MHz a method of SCPC on the digital radio machinery system for the firefighting and first aid.

⑸　Time limit for the submission of the requested material : 5 : 00 PM 7, May, 2010

⑹　Contact point for the notice : Daisuke Oka, Disaster Management Communications Office, Disaster Management Division, Civil Protection and Disaster Management Department, Fire and Disaster Management Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8927 Japan, Tel 03―5253―7526

資料提供招請に関する公表

次のとおり電気通信機器の導入（整備）を予定していますので、当該導入（整備）に関して資料等の提供を招請します。

平成 22 年４月９日

支出負担行為担当官
消防庁総務課長　市橋　保彦

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　29

⑵　調達計画物品

消防救急デジタル無線システム実証試験に係る無線装置整備（調達等含む。）業務【京都市消防局】

⑶　調達方法　整備（購入・設置・調整等を含む。）

⑷　調達予定時期　平成22年度第３四半期

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　調達する無線通信装置は、周波数帯が260MHz帯のＳＣＰＣ方式による消防救急デジタル無線装置とする。

B　実施設計書に基づき、基地局無線装置等を整備（購入・設置・調整・アプローチ回線の接続等を含む。なお、局舎等の建設を含む場合がある。）し、音声通信及びデータ通信を可能なものにすること。